令和５年度建設工事等の入札・契約方針について

本市では、建設工事に係る入札・契約の透明性の確保、公正競争の促進、適正な履行の確保と事務の効率化を図るため、入札・契約方針の見直しを重ねてまいりましたが、令和５年度は下記のとおり取り扱うこととします。

記

１．等級別発注標準金額について

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事の等級別発注標準金額は、下表のとおりとします。

なお、条件付一般競争入札における参加条件は、入札案件ごとに設定します。

令和５年度　等級別発注標準金額

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事・管工事
Ａ等級	３億円以上	３億円以上	１億５千万円以上
Ｂ等級	３億円未満 ８千万円以上	３億円未満 ８千万円以上	１億５千万円未満 １千５百万円以上
Ｃ等級	８千万円未満 ４千万円以上	８千万円未満 １千万円以上	１千５百万円未満 ５百万円以上
Ｄ等級	４千万円未満 １千万円以上	１千万円未満	５百万円未満
Ｅ等級	１千万円未満		

２．条件付一般競争入札の適用範囲について

透明性・公正競争性の確保を図るため、条件付一般競争入札の適用範囲を予定価格が２百万円以上の建設工事及び建設工事に係る業務とし、すべて電子入札で実施します。

３．特定建設業許可の取り扱いについて

条件付一般競争入札のうち、予定価格８千万円以上（建築一式工事は９千万円以上）の工事については、適正な発注と品質の確保、適切な下請契約等に資するため、原則として特定建設業の許可を有する業者に発注します。

なお、特定建設業許可を年度の途中で取得された場合は、発注案件の告示・公告の１週間前の日までに当該許可書の写しが提出されていれば、特定建設業許可業者として取り扱います。

４．工事現場に配置する技術者等について

「八尾市発注工事に配置する技術者等の取扱いについて」別紙①参照。

５．情報公開の推進について

次に掲げるものについて、八尾市ホームページで公表します。

・入札関係情報
・入札参加停止・入札排除措置情報
・随意契約の公表
（１号の少額を除く、工事１３０万円超、工事関連業務５０万円超）
・発注予定工事及び工事関連業務（２００万円以上）
・工事・工事関連業務評定点
・入札告示・公告日の予定（毎月１日（閉庁日の場合は、翌開庁日））

６．八尾市契約関係暴力団排除対策について

本市では、暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための八尾市契約関係暴力団排除措置要綱を制定しています。本市が発注する契約相手方及びその下請負人等に対し、誓約書の提出を求めます。

７．受注制限（重複落札禁止等）について

年度（令和５年４月１日から令和６年３月３１日）を通じて、契約検査課発注の条件付一般競争入札において当初契約金額１千万円以上のものを５件落札した時点で、以降の条件付一般競争入札における予定価格１千万円以上への参加を禁止とします。

また、同一開札日（開札が複数日にまたがる場合は全日程とも対象）において、重複落札禁止とします。

８．工事成績評定基準等について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、工事成績評定基準等を制定し、成績評定を行い、受注者へ通知しています。

また、入札・契約の公正性・透明性の確保を図るため、ホームページ等により公表しています。

９．電子入札案件における入札参加資格確認書類の提出について

電子入札により、開札後、落札候補者となった者について入札参加資格確認書類の提出を求め事後審査を受けるものとし、審査の結果、有効と認められた者を落札者とします。失格とした場合は、次順位者以降の者について順次事後審査を行い、落札者を決定します。

１０．地域貢献精通型指名競争入札制度（試行）について

災害時に対応できる市内業者の保護・育成に寄与する制度として、防災への取り組みや災害時の対応力並びに地域に対する貢献度、精通度等を総合的に評価した指名競争制度を土木一式工事及び舗装工事において引き続き試行します。

１１．公共下水道施設における管更生工事の取り扱いについて

管更生工事の発注条件については、八尾市下水道推進工事可能業者一覧表に登載されている者で、公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を有している管更生工法に関する研修又は講習修了技術者を配置技術者とすることを条件とした、条件付一般競争入札を行います。

なお、今後、八尾市下水道推進工事可能業者一覧表への登載及び研修等終了技術者を配置技術者とする条件を撤廃し、第三者機関による管更生工事に特化した資格を有する配置技術者を活用する条件に変更する予定です。

１２．建設工事における社会保険等未加入対策について

法定福利費を適正に負担する企業による公正な競争入札の環境を担保するとともに、建設分野の持続的な人材確保等の観点から、建設工事における建設業者等が社会保険等に加入し、法定福利費を計上した適正な工事請負契約となるよう対策を実施します。

１３．入札中止条件について

建築一式工事、電気工事、管工事及び解体工事は、入札参加者が１者に満たない場合は入札を中止します。

上記以外の建設工事は、入札参加者が２者に満たない場合は入札を中止します。

＊令和５年４月１日から適用